

# メンタルヘルス対策 実施状況確認票

必要事項を記入して、一番下の労働局あて郵送又はFAXをお願いします。

事業場の名称		
所在地		
事業者の職氏名	職	氏名
担当者の職氏名	職	氏名
連絡先	電話番号	FAX番号

以下の項目のうち、貴事業場で取り組んでいる事項について、✓を付けて下さい。  
各項目の解説は裏面をご覧ください。

1 全体の取り組み事項		
ストレスチェック制度を実施している。		
衛生委員会等で調査審議し、その結果に基づく取り組みを実施している。 衛生委員会等を設置していない場合は、関係労働者の意見を聞き、その結果に基づく取り組みを実施している。		
心の健康作り計画を策定・実行している。		
職場復帰支援プログラムを策定・実行している。		
2 個別の取り組み事項		
労働者に教育研修・情報提供をしている。		
相談体制を整備している。		
管理監督者に教育研修・情報提供をしている。		
事業場内産業保健スタッフ（産業医、保健師等）を選任している。		
産業保健スタッフに教育研修・情報提供をしている。		
事業場外資源（地域産業保健センター等）を活用している。		
3 その他		
産業保健関係助成金を活用している。		
健康アクション宣言又はこれに類するものに参加し、メンタルヘルス関係の取り組みを実施している。		
4 メンタルヘルス対策の取り組みを行っておらず、今後も行うつもりはない。 ↳ 4に✓を付ける前に、裏面を熟読の上、1～3の取り組みを実施して下さい。		

チェックリストに✓した後は、下の宛先まで郵送又はFAXをお願いします。

【送付先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 あて  
〒520 - 0057 滋賀県大津市御幸町6番6号 FAX番号:077-522-6442

# メンタルヘルス対策 実施状況確認票（解説編）

表面の各チェック項目の内容を解説したものです。内容を熟読いただき、表面にチェックをお願いします。

1 全体の取り組み事項	
項目	解説
ストレスチェック制度を実施している。	ストレスチェック制度の実施とは、以下の～の実施の一連の流れを言います。 実施方法など社内ルールの策定、ストレスチェックの実施、本人への結果の通知、医師の面接指導の実施、意見聴取、就業上の措置 これらに加え、集団分析を実施し、職場環境の改善につなげるよう努めましょう。
衛生委員会等で調査審議し、その結果に基づく取り組みを実施している。衛生委員会等を設置していない場合は、関係労働者の意見を聞き、その結果に基づく取り組みを実施している。	労働安全衛生規則第22条において、衛生委員会の付議事項として「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が規定されており、心の健康づくり計画の策定やストレスチェックの実施体制の整備等の具体的な実施方策等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが必要です。衛生委員会等の設置していない事業場においても、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、労働者の意見を反映し、同様の取り組みを行うようにして下さい。
心の健康づくり計画を策定・実行している。	心の健康づくり計画で定めるべき事項は次のとおりです。 事業者がメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明に関すること。 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること。 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクエアの実施に関すること。 メンタルヘルスクエアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること。 労働者の健康情報の保護に関すること。 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること。 その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること。
職場復帰支援プログラムを策定・実行している。	職場復帰支援プログラムでは、休業の開始から通常業務への復帰に至るまでの一連の標準的な流れの明確化やそれに対応する職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等について定めたものを作成して下さい。また、以下の4点について留意して下さい。 衛生委員会等において調査審議し、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定すること。職場復帰支援プログラムにおいては、休業の開始から通常業務への復帰に至るまでの一連の標準的な流れを明らかにするとともに、それに対応する職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等について定めること。 職場復帰支援プログラムの実施に関する体制や規程の整備を行い、労働者に周知を図ること。 職場復帰支援プログラムの実施について、組織的かつ計画的に取り組むこと。 労働者の個人情報の保護に十分留意しながら、事業場内産業保健スタッフ等を中心に労働者、管理監督者がお互いに十分な理解と協力を行うとともに、労働者の主治医との連携を図りつつ取り組むこと。
2 個別の取り組み事項	
項目	解説
労働者に教育研修・情報提供をしている。	セルフケアを促進するため、労働者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行って下さい。 メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針 セルフケアの重要性及び心の健康問題に対する正しい態度 ストレスの予防、軽減及びストレスへの対処の方法 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報 ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎知識 ストレスへの気づき方 自発的な相談の有用性
相談体制を整備している。	労働者によるメンタルヘルス不調への気づきを促進するため、事業場の実態に応じて、その内部に相談に応ずる体制を整備しましょう。また、事業場外の相談機関の活用を図る等、労働者が自ら相談を受けられるような環境整備を行って下さい。 また、管理監督者は、日常的に、労働者からの自発的な相談に対応するよう努める必要があります。特に、長時間労働等により疲労の蓄積が認められる労働者、強度の心理的負荷を伴う出来事を経験した労働者、その他特に個別の配慮が必要と思われる労働者から、話を聞き、適切な情報を提供し、必要に応じて事業場内産業保健スタッフ等や事業場外資源への相談や受診を促すよう努めて下さい。 さらに、事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者と協力し、労働者の気づきを促して、保健指導、健康相談等を行うとともに、相談等により把握した情報を基に、必要に応じて事業場外の医療機関への相談や受診を促すようにすることが必要です。また、事業場内産業保健スタッフ等は、管理監督者に対する相談対応、メンタルヘルスクエアについても留意する必要があります。
管理監督者に教育研修・情報提供をしている。	ラインによるケアを促進するため、管理監督者に対して、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行って下さい。 メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針 ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎知識 職場環境等の評価及び改善の方法 心の健康問題により休業した者の職場復帰への支援の方法 事業場内産業保健スタッフ等との連携及びこれを通じた事業場外資源との連携の方法 セルフケアの方法 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等 職場でメンタルヘルスクエアを行う意義 管理監督者の役割及び心の健康問題に対する正しい態度 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等）
事業場内産業保健スタッフ（産業医、保健師等）を選任している。	事業場内に、産業医、保健師等の産業保健スタッフを設置し、事業場の心の健康づくり計画の策定に助言、指導等を行い、これに基づく対策の実施状況を把握するようにして下さい。また、専門的な立場から、セルフケア及びラインによるケアを支援し、教育研修の企画及び実施、情報の収集及び提供、助言及び指導等を行って下さい。就業上の配慮が必要な場合には、事業者に必要な意見を述べることも重要です。また、専門的な相談・対応が必要な事例については、事業場外資源との連絡調整に、専門的な立場から関わるといった役割が求められています。さらに、長時間労働者等に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても中心的役割を果たします。 なお、選任とは、非常勤や嘱託といった形でも差し支えありません。
産業保健スタッフに教育研修・情報提供をしている。	事業場内産業保健スタッフ等によるケアを促進するため、次に掲げる項目等を内容とする教育研修、情報提供を行って下さい。 メンタルヘルスクエアに関する事業場の方針 ストレス及びメンタルヘルスクエアに関する基礎知識 職場環境等の評価及び改善の方法 職場復帰及び職場適応の支援、指導の方法 教育研修の方法 事業場の心の健康づくり計画及び体制づくりの方法 事業場内の相談先及び事業場外資源に関する情報 職場でメンタルヘルスクエアを行う意義 事業場内産業保健スタッフ等の役割及び心の健康問題に対する正しい態度 労働者からの相談対応（話の聴き方、情報提供及び助言の方法等） 事業場外資源との連携（ネットワークの形成）の方法 事業場外資源の紹介及び利用動向の方法 セルフケアの方法 ラインによるケアの方法 健康情報を含む労働者の個人情報の保護等
事業場外資源（地域産業保健センター等）を活用している。	事業場外資源とは、事業場でメンタルヘルスクエアへの支援を行う機関や専門家を指します。50人未満の労働者を使用する事業場におかれましては、地域産業保健センターを活用することも有効です。
3 その他	
項目	解説
産業保健関係助成金を活用している。	産業保健関係助成金には、小規模事業場産業医活動助成金、ストレスチェック助成金、心の健康づくり計画助成金等があります。具体的な申請方法等は滋賀産業保健総合支援センターにお問い合わせ下さい。 <input type="checkbox"/> 産業保健関係助成 <input type="checkbox"/> 検
健康アクション宣言又はこれに類するものに参加し、メンタルヘルス関係の取り組みを実施している。	健康アクション宣言は、協会けんぽ滋賀支部が実施する健康経営に取り組み事業者をサポートする事業です。取り組み事項は多岐にわたりますが、メンタルヘルスに関する事項に取り組んでいる場合は✓して下さい。なお、具体的な申請方法等は協会けんぽ滋賀支部にお問い合わせ下さい。これに限らず、健康保険組合や自治体等が同様の取り組みを行っている場合は積極的な参加をお願いします。 <input type="checkbox"/> 健康アクション宣言 協会けんぽ滋賀支部 <input type="checkbox"/> 検
(注) 「4 メンタルヘルス対策の取り組みを行っておらず、今後も行うつもりはない。」に✓する場合	
4に✓をして提出しようとしている事業者様においては、提出前に1～3の解説を熟読の上、これらの中で実施可能な項目に取り組みをいただき、該当項目に✓の上、提出をお願いします。	